

1. 非開示は、岐阜県個人情報保護条例の本来趣旨に反する

岐阜県個人情報保護条例には、(目的)として「第一条 この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とある。

岐阜県警察本部においても、当然にも、個人情報は適正な取扱いがなされるべきであり、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利は最大限に図られねばならない。曖昧かつ実施機関の身勝手な理由で、この個人の権利利益を侵害することは許されない。

非開示決定処分を取り消し、全面的に開示すべきである。

2. 岐阜県個人情報保護条例第15条の2、第14条5号の適用は失当である

今般の非開示決定は、条例15条の2「個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる」場合にあたるとされ、その理由は条例第14条5号「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」であるからだという。

この文言からすると、実施機関は、審査請求人が(株)シーテックの風力発電事業に関連して、過去・現在・未来のどこかの時点で、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす」ような何らかの犯罪に関係する「おそれがある」と判断し、かつそのことに「相当の理由がある」と主張しているようである。(そのように読める)

① あらゆる意味で「犯罪」とは無縁である

どういうことが「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」というのかさっぱりわからない。「おそれ」の立証責任は実施機関(非開示決定の処分者)側にある。「相当の理由がある」中味の一切を明らかにしないままに、条例第14条5号該当とするのは甚だしい法令の逸脱である。「(自分らが)おそれがあると認めたのだからおそれがある。だから開示しない」では話にならない。

審査請求人は、報道の時点まで、(株)シーテックの風力発電事業に関して、具体的な関わりをもっていない。仮に関わりがあったとして、それは何らかの意味で「犯罪」と関係しうるのか? 「大々的な市民運動へと展開すると、御社(=シーテック)の事業も進まないことになりかねない」こと、風力発電事業が孕む問題性について言及し事業に疑義を唱えることは、防止しなければならない「犯罪(もしくは犯罪のおそれがあること)」なのか。

合理的説明を欠いたまま、審査請求人らを犯罪者扱いしつつ、条例第14条5号を適用するのは、非開示(秘匿)のための「言い掛かり」としか思えない。不当であり、憤りを感じる。

② 「情報が存在する」ことは公知の事実となっている

新聞やTVでの報道によれば、複数の報道機関の問いに対して、(株)シーテックは、2014年7月24日の朝日新聞で報じられた「意見交換」文書が自己の作成に係る文書であることを認めている。また、大垣警察署副署長も「意見交換」があったこと自体は否定していない。審査請求人が開示請

求した個人情報が存在していることは、すでに公知の事実なのである。

条例 15 条の 2 をもって存否すらも明らかにしないのは、単に岐阜県警の責任逃れのためでしかない。不当である。

③ 市民に対する理由なき監視・個人情報収集を秘匿する正当性はない → 3

(株) シーテックが作成したことを認めた文書によれば、大垣警察署は、審査請求人に関して「やっかいなことになる」「大々的な市民運動へと展開すると、御社の事業も進まないことになりかねない」「平穏な大垣市を維持したい」「反原発、自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」などと言及している。これらは収集した情報から導き出した「評価」であろう。この「評価」を導き出すにあたっては、(株) シーテックに提供した以外にも、かなり膨大な個人情報を収集したと推認できる(評価の根拠となりうる情報が何も無いままに、このような「評価」をしたのであれば、またそのことが大問題である)。

何を根拠とし、何を目的としてこうした膨大な個人情報収集(=プライバシーの嗅ぎ回り)を行ったのか。何を根拠とし、何を目的として私企業に、大垣警察署の評価コメント付きの情報提供をしたのか。

警察による市民への理由なき監視、個人情報の際限なき収集についての情報の一切を、条例第 15 条の 2、第 14 条 5 号をもって秘匿しようとすることに正当性はない。

3. 違法に取得した個人情報の非開示は誤りである

① 情報収集の目的の違法性

大垣警察署の監視・情報収集につき、2. ③では「理由なき」と表現したが、「理由なき」以上に「違法である」と断じざるをえない。

特定企業の特定の事業を推進する目的をもって、「反対運動をさせない」という意図の下に情報収集と分析を行い、情報提供を行ったのだ。(→ 3. ②)

警察法 2 条 2 項「責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」の著しい逸脱であり、違法性が高い。条例第 15 条の 2、第 14 条 5 号をもって非開示とする公益が存在しない(「比較衡量」以前)。

② 「意見交換」の違法性

「意見交換」と称して、私企業に対し、その私企業の利益を図る目的をもって個人情報を提供したことは、明らかに地方公務員法の守秘義務違反である。この明白な違法行為の前段として、個人情報を取得したと推認できる。実施機関である警察の側が明白な違法行為の前段として収集した個人情報を、条例第 15 条の 2、第 14 条 5 号をもって非開示とする公益が存在しない。

③ 公開された情報から取得したわけではない内容

6 月 30 日の意見交換での『本腰を入れよう』なる文言は、6 月 26 日の中部電力株主総会での審査請求人の発言の片言隻句を拾い出してのことだとしか考えられない。少なくとも「ネット上で取得できる情報」ではない(岐阜県警職員が、審査請求人の学歴情報につき「ネット上に出ている」と発言したのを耳にしているのだ)。

株主総会での発言の詳細を記録し、発言内容を分析し、発言者を特定することを、警察組織として行っているということなのか。当該株主総会では、「警察が、株主の発言を記録し、発言者を特定

し、地元の警察に知らせることになっている。その旨を承知の上で発言を」なる注意はなかった（勿論なくて当たり前。そんなアナウンスの下、警察が株主総会での株主のいちいちの発言を監視するのが当たり前になったら大変だ）。株主総会発言を記録・分析しての「情報提供」ではないのなら、5月末の1通、または6月半ばの1通のEメールを違法に盗んだのか（それとも全くそれらしい根拠もない全くの捏造情報を、私企業に「情報提供」したのか）。

いずれにしても、違法不当な情報収集供を行ったとしか考えられない。違法に取得し、違法に私企業に提供された個人情報の存否・内容を非開示とすることは不当である。

④ 違法行為の隠蔽を目的とした非開示は違法である

実施機関である岐阜県警が自身の違法行為を棚に上げて「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると（実施機関が）認める」のは、自分達の違法行為を隠蔽するためだと断じるばかりではない。条例第15条の2及び第14条5号は、違法な個人情報収集及び違法な個人情報の外部への提供という実施機関自らの違法行為を秘匿するために設けられた条項ではない。行政の側が、自らの違法行為の隠蔽のために情報を非開示とすることは、個人情報保護制度、情報公開制度において、最も忌むべきことである。

個人情報保護制度、情報公開制度の根幹を破壊するような今回の非開示決定は、取り消されるべきである。

4. 憲法上の基本的人権の侵害を許さない

2. ③で引用したような文言からすると、審査請求人に関しては、(株)シーテックの風力発電事業との関連以外にも、長年にわたってのさまざまな情報を広汎・膨大に収集し、評価・分析をしていると考えられる。審査請求人は、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」と目されているようである。どうして「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」と目されているのか、どういう情報を収集されているのか、警察による評価や分析の根拠は何か。

審査請求人には知る権利がある。

プライバシー権・自己情報コントロール権もまた日本国憲法が保障する基本的人権である。個人情報保護法も、岐阜県個人情報保護条例もそうした考え方の基に制定されたのだ。

行政によって取得された個人情報の開示を求める権利、その個人情報につき訂正も含めてコントロールする権利は、憲法で保障された基本的人権である。実施機関の恣意的な判断でその権利を侵害することは許されない。

速やかな非開示決定の取り消しを求める。

以上